

綴-書

昭和十九年四月十五日 起案 (松村)

日發付 (發付掛) (松村)

主務局、部
取扱者捺印

(主務) 軍務局長 (松村)

第二課長 (松村)

第三課長 (松村)

大臣

次官

副官

書記官

教育局

住山

第一課長 (住山)

經理局

桐

第一課長 (桐)

艦政本部

第四部長 (山本)

第六部長 (高橋)

會計部長 (高橋)

第一課長 (山本)

第二課長 (山本)

第三課長 (山本)

第四課長 (山本)

第五課長 (山本)

第六課長 (山本)

第七課長 (山本)

第八課長 (山本)

第九課長 (山本)

第十課長 (山本)

第十一課長 (山本)

第十二課長 (山本)

第十三課長 (山本)

次長 (山本)

副官 (山本)

軍務局長 (山本)

局長 (山本)

局長 (山本)

局長 (山本)

局長 (山本)

施設関係申進

0526	3	20	水
0526	送付	送精	完

0526	極秘
0526	極秘

① 近藤	② 山本
③ 山本	④ 山本
⑤ 山本	⑥ 山本
⑦ 山本	⑧ 山本
⑨ 山本	⑩ 山本
⑪ 山本	⑫ 山本
⑬ 山本	⑭ 山本
⑮ 山本	⑯ 山本
⑰ 山本	⑱ 山本
⑲ 山本	⑳ 山本
㉑ 山本	㉒ 山本
㉓ 山本	㉔ 山本
㉕ 山本	㉖ 山本
㉗ 山本	㉘ 山本
㉙ 山本	㉚ 山本
㉛ 山本	㉜ 山本
㉝ 山本	㉞ 山本
㉟ 山本	㊱ 山本
㊲ 山本	㊳ 山本
㊴ 山本	㊵ 山本
㊶ 山本	㊷ 山本
㊸ 山本	㊹ 山本
㊺ 山本	㊻ 山本
㊼ 山本	㊽ 山本
㊾ 山本	㊿ 山本

軍令	艦政	航空	法務	建築	經理	醫務	軍需	教育	人事	軍務	官房	局部受月日發月日

級書

昭和十二年五月十九日 起案者 昭利 月 日 發付 檢印 掛

主務局、部
取扱者捺印

發付後起
案者捺印

(主務) 軍務局長

第二課長

局長

大臣

次官

副官

書記官

教育局

住山

第一課長

局長

局長

局長

局長

局長

陸軍省

第一課長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

第四部長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

第六部長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

會計部長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

總務部長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

軍務局長

吳鎮參謀長 宛

特務艦朝日ニ於ケル潜水艦救難施設ニ関スル件申進

1901	3	20	水
0526	(送付)	(送精)	水

號番

軍務機密第一八號

局部	官房	軍務	人事	教育	軍需	醫務	經理	建築	法務	航空	艦政	軍令
受月												
日												
發月												
日												

特務艦朝日ニ於ケル潜水艦救難施設ハ之ヲ廢止スル
コトニ定メラレ候

追テ其ノ処理ニ關シテハ左記ニ依ルコトト了知相成度

記

一潜水艦救難訓練ハ自今之ヲ取止ム

二重艦船及訓練用沈船ハ便宜製鋼材料トス

三救難諸要具ハ當分ノ間工廠ヲシテ保管セシム

固定施設ハ差當リ其ノ終トシ之ガ撤去ニ關シテハ必要

ニ應ジ指示セラル

(通知先

横領、佐領、艦要參謀長)

(終)

朝日、特設也、現出、掃揚機、救難用、固之施設、今直之ヲ
撤去スル、要ニテ、以テ、當ル、其儘トシ、將來、役務、其他ノ、關係、上、撤去スル、要
アル、場合、其ノ、際、刻令、依テ、処理、せし、可ク、然ト、漫

富井樹